

平成26年第1回（3月）泉崎村議会定例会報告

1、会 期	平成24年3月4日（火）～3月14日（金）11日間
2、議 案 等	議案 37件 発議 2件
3、一 般 質 問	平成26年3月12日（水） 6名
4、請願・陳情	陳情書 2件

◎議案等の審議及び概要は次のとおりです。

.....
【議案第 1 号】 泉崎村役場庁舎建設基金例

（原案可決） ◇現在の役場庁舎は、昭和30年代に建設したものであり、住民に対する利便性、耐久性を鑑み、新庁舎建設に要する資金を積み立てるため、新たに基金条例を制定するものです。

.....
【議案第 2 号】 泉崎駅東口開発事業基金条例

（原案可決） ◇泉崎駅東口開発事業に要する資金を積み立てるため、新たに基金条例を制定するものです。

.....
【議案第 3 号】 泉崎村職員定数条例の一部を改正する条例

（原案可決） ◇泉崎村職員定数条例で定める村立病院の事務部局及びその他の村立病院の事務部局については、指定管理者による業務委託となり職員定数に変更があったため、条例の一部を改正するものです。

.....
【議案第 4 号】 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（原案可決） ◇現行の災害派遣手当てに準じ、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当ての支給及び大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴う災害派遣手当ての支給について、条例の一部を改正するものです。

.....
【議案第 5 号】 泉崎村設置条例の一部を改正する条例

（原案可決） ◇泉崎村課設置条例で定める課を再編し、事務の効率化を図るため、条例の一部を改正するものです。

.....
【議案第 6 号】 村長、副村長の諸給与及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の

（原案可決） 一部改正する条例

◇自主的財政再建の早期達成を図るため、村長、副村長の給与月額の抑制を行ってきましたが、財政再建が達成されたことから、これまでの抑制を解除し、村長のみ任期である平成29年10月31日まで10%削減とする給与月額に改正するものです。

.....
【議案第 7 号】 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す

（原案可決） る条例

◇自主的財政再建の早期達成を図るため、教育長給料月額の抑制を行ってきましたが、財政再建が達成されたことから、これまでの抑制を解除するための改正を行うものです。

- 【議案第 8 号】 議会議員の議員報酬、期末勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(原案可決) ◇平成20年から自主的財政再建の早期達成を図るため、議員報酬の10%抑制を行ってきたが、財政再建が達成されたことから、これまでの抑制を解除するための改正を行うものです。
- 【議案第 9 号】 泉崎村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(原案可決) ◇泉崎村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定める学校薬剤師の報酬に関し、条例の一部を改正するものです。
- 【議案第 10 号】 泉崎村行政財産使用量条例の一部を改正する条例
(原案可決) ◇平成2年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げになるため、条例の所要の改正をするものです。
- 【議案第 11 号】 泉崎カントリーヴィレッジ・ターミナル設置条例一部を改正する条例
(原案可決) ◇平成2年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げになるため、条例の所要の改正をするものです。
- 【議案第 12 号】 泉崎村水道事業給水条例の一部を改正する条例
(原案可決) ◇平成2年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げになるため、条例の所要の改正をするものです。
- 【議案第 13 号】 泉崎村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
◇平成2年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げになるため、条例の所要の改正をするものです。
- 【議案第 14 号】 泉崎村汚水処理施設条例の一部を改正する条例
(原案可決) ◇平成2年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げになるため、条例の所要の改正をするものです。
- 【議案第 15 号】 泉崎村地域開発事業財産使用料条例の一部を改正する条例
(原案可決) ◇平成2年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げになるため、条例の所要の改正をするものです。
- 【議案第 16 号】 泉崎村定住促進条例の一部を改正する条例
(原案可決) ◇本条例により、天王台ニュータウン及び都橋住宅団地の販売促進を図って参りましたが、平成26年3月31日付をもって有効期限を迎えることから、更に6ヶ月延長するものです。
- 【議案第 17 号】 泉崎村流通業施設用地造成事業特別会計条例の一部を改正する条例
(原案可決) ◇本事業特別会計の資金不足を解消するため、一般会計繰入金により運用を図るため。
- 【議案第 18 号】 泉崎村流通業施設用地造成土木工事請負契約の変更について
(原案可決) ◇泉崎村流通業施設用地造成土木工事について請負契約を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決を求めるものです。

変更の内容

1 工期 自 平成25年10月23日

至 平成26年 5月30日(変更前:平成26年3月30日)

2 請負金額

金 122,358,600 円(変更前:金 105,000,000 円)

(うち取引にかかる消費税額 9,063,600 円)

【議案第19号】 泉崎村流通業施設用地造成舗装工事請負契約の変更について

(原案可決) ◇泉崎村流通業施設用地造成舗装工事について請負契約を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決を求めるものです。

変更の内容

1 工期 自 平成25年10月23日

至 平成26年 9月30日(変更前:平成26年3月30日)

2 請負金額

金 129,600,000 円(変更前:金 126,000,000 円)

(うち取引にかかる消費税額 9,600,000 円)

【議案第20号】 字の区域の変更について

(原案可決) ◇経営体育成基盤整備事業で施行した土地改良事業の長峰地区に係る換地計画を定めるため、字の区域を変更するものです。

【議案第21号】 平成25年度泉崎村一般会計補正予算(第5号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,709,473 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,012,239 千円とするものです。

【議案第22号】 平成25年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,144 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 795,210 千円とするものです。

【議案第23号】 平成25年度泉崎村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,271 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,414 千円とするものです。

【議案第24号】 平成25年度泉崎村介護保険特別会計補正予算(第3号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,205 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 451,173 千円とするものです。

【議案第25号】 平成25年度泉崎村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 355,363 千円とするものです。

【議案第26号】 平成25年度泉崎村流通業施設用地造成特別会計補正予算(第1号)

(原案可決) ◇地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費を 188,287 千円とするものです。

【議案第27号】 平成25年度泉崎村住宅用地造成事業会計補正予算(第4号)

(原案可決) ◇収益的収入及び支出の予定額を 97,066 千円を 102,143 千円に改め、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的支出の予定額等を補正するものです。

【議案第28号】 平成26年度泉崎村一般会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,153,617 千円と定めるもの

です。(前年度対比 24.5%減)

【議案第 29 号】 平成 26 年度泉崎村国民健康保険特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 781,377 千円と定めるものです。(前年度対比 2.3 %増)

【議案第 30 号】 平成 26 年度泉崎村後期高齢者医療特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,347 千円と定めるものです。(前年度対比 9.3 %減)

【議案第 31 号】 平成 26 年度泉崎村介護保険特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 445,875 千円と定めるものです。(前年度対比 9.9 %増)

【議案第 32 号】 平成 26 年度泉崎村介護老人保健施設特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 388 千円と定めるものです。(前年度対比 1.3 %減)

【議案第 33 号】 平成 26 年度泉崎村農業集落排水処理事業特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 211,940 千円と定めるものです。(前年度対比 2.5 %減)

【議案第 34 号】 平成 26 年度泉崎村流通業施設用地造成事業特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 358,000 千円と定めるものです。

【議案第 35 号】 平成 26 年度泉崎村水道事業会計予算

(原案可決) ◇業務の予定量

- ・ 給水戸数 2,014 戸
- ・ 年間総給水量 910,491 立方メートル
- ・ 1 日平均給水量 2,494 立方メートル

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を定めるものです。

【議案第 36 号】 平成 26 年度泉崎村工業用地造成事業会計予算

(原案可決) ◇業務の予定量は、土地売却面積 24,000.00 m²と定め、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を定めるものです。

【議案第 37 号】 平成 26 年度泉崎村住宅用地造成事業会計予算

(原案可決) ◇業務の予定量は、土地売却面積 5,447.17 m²と定め、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を定めるものです。

◎発 議

*採択されました請願及び陳情は、議員発議により議会に提案され、可決後、意見書として国、県等の関係機関へ積極的に働きかけを行うものです。

【発議第 1 号】 「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」、「一定以上の所得のある人の利用料を 2 割に引き上げること」を取り下げることについての意見書の提出について

(原案可決)

【発議第 2 号】 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

(原案可決)

◎陳 情 書

受理No. 1 要支援者の予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出の陳情書について
(採択)

提出者：公益社団法人認知症の人と家族の会
福島県支部代表世話人・県南地区代表

.....

受理No. 2 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
(採択)

提出者：日本労働組合総連合会福島県連合会
白河地区連合会議長

(以上)

平成26年第1回（3月）泉崎村議会臨時会報告

- 1、会 期 平成26年3月26日（水） 1日間
2、議 案 議案 1件

◎議案の審議及び概要は次のとおりです。

【議案第38号】 泉崎村一般会計補正予算（第6号）

（原案可決） ◇歳入歳出予算予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,900 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 7,025,139 千円としりものです。

（以上）